

管理、建替え・改修アドバイザー制度に対する区市の助成制度一覧

令和6年4月現在

区市名	対象者	管理			建替・改修		助成内容※	担当窓口
		A コース	B コース	C コース	A コース	B コース		
中央区	・管理組合	○	○		○	○	全額助成	一般財団法人中央区都市整備公社 まちづくり支援第一課 03-3561-5191
	・管理組合（築30年以上）							
文京区	・管理組合	○	○		○	○	【管理】 全額助成（消費税除く。） （管理B -8 ①②は助成対象外） 【建替・改修】 全額助成（消費税除く。） （B オプションは助成対象外）	住環境課 管理担当 03-5803-1374
	・管理組合 （昭和56年5月31日以前に建築確認を受けたマンション）							
台東区	・管理組合（築30年以上） ・賃貸マンションを所有する個人（築30年以上）					○	全額助成 【建替・改修】B-1 及び B-2 のみ対象。 ※令和6年度は、B-1 ②④及び B-2 ①②のみ対象	住宅課 マンション施策担当 03-5246-9028
墨田区	・管理組合	○	○		○	○	【管理】全額助成 【建替・改修】A：全額助成 B：2/3 助成	住宅課 計画担当 03-5608-6215
	・管理組合 （おおむね築30年以上）							
江東区	・管理組合 ・賃貸マンション所有者	○	○		○	○	全額助成 （管理B -7、B -8 ①②は助成対象外）	住宅課 住宅指導係 03-3647-9473
	・マンション管理計画の認定を受けた管理組合							
品川区	・管理組合				○	○	全額助成 （建替え・改修B-0は助成対象外）	住宅課 住宅運営担当 03-5742-6776
	・管理組合（築30年以上）							
大田区 （令和6年8月1日から開始）	・管理組合 （東京都マンション管理状況届出済の管理組合に限る）	○	○		○	○	全額助成 （管理B-8 ①②は助成対象外）	建築調整課 住宅担当 03-5744-1416
世田谷区 （令和6年6月1日から開始）	・管理組合 ・区分所有者で構成する任意の団体			○			半額助成 （同一マンションに対して2回まで）	都市整備政策部 居住支援課 03-5432-2504
豊島区	・管理組合 ・区分所有者				○		2/3 助成（消費税除く。） （A オプションは助成対象外）	住宅課 マンショングループ 03-3981-1385
練馬区	管理組合 （管理組合設立準備団体を含む。）	○	○		○		全額助成 （管理B -8 ①②は助成対象外）	住宅課 管理係 03-5984-1289
葛飾区	・管理組合 ・区分所有者		○		○		【管理】1/2 助成 【建替・改修】1/2 助成 （A オプションは助成対象外）	住環境整備課 企画管理係 03-5654-8352
江戸川区	・管理組合 ・理事長の委任状のある区分所有者	○	○	○	○		2/3 助成（消費税除く。） （管理B -8 ①②は助成対象外） （C コースはC-0のみ対象）	建築指導課 耐震化促進係 03-5662-6389
武蔵野市	・管理組合 （管理組合が組織されていない場合は、区分所有者の任意団体で市長が認めたもの）				○	○	A：全額助成 B：2/3 助成 （限度額36万円）	住宅対策課 0422-60-1976
	・管理組合 （築30年以上、管理組合が組織されていない場合は、区分所有者の任意団体で市長が認めたもの）							
三鷹市	・管理組合	○	○		○	○	【管理】 全額助成（助成限度回数は同一マンションに2回／年度） （管理B -8 ①②は助成対象外） 【建替・改修】 A：全額助成（助成限度回数は同一マンションに2回／年度） B：2/3 助成（助成限度回数は同一マンションに1回／年度）	住宅政策課 0422-29-9704
	・区分所有者で構成する任意の団体							
府中市	・管理組合 （管理組合が組織されていない場合は、区分所有者の任意団体で市長が認めたもの）	○	○		○		全額助成 （管理B -8 ①②は助成対象外）	住宅課 支援係 042-335-4458
調布市	・管理組合 （管理組合が組織されていない場合は、区分所有者全員の同意により選任された代表者）		○				全額助成 （管理B -8 ①②は助成対象外）	住宅課 住宅支援係 042-481-7545
多摩市	・管理組合 （管理組合が組織されていない場合は、区分所有者の任意団体で市長が認めたもの）				○	○	A：全額助成 （A オプションは助成対象外） B：2/3 助成（限度額100万円） （建替え・改修B-0とB オプションは助成対象外）	都市計画課 住宅担当 042-338-6817

※上記区市における助成対象はアドバイザー派遣料であり、テキスト・資料代等は対象外です。
上記の他に、**独自にアドバイザー等を派遣する制度を設けている区市（下記）**もあります。詳細は各区市にお問い合わせください。